

独法の現状と独法非正規ユニオン設立の背景

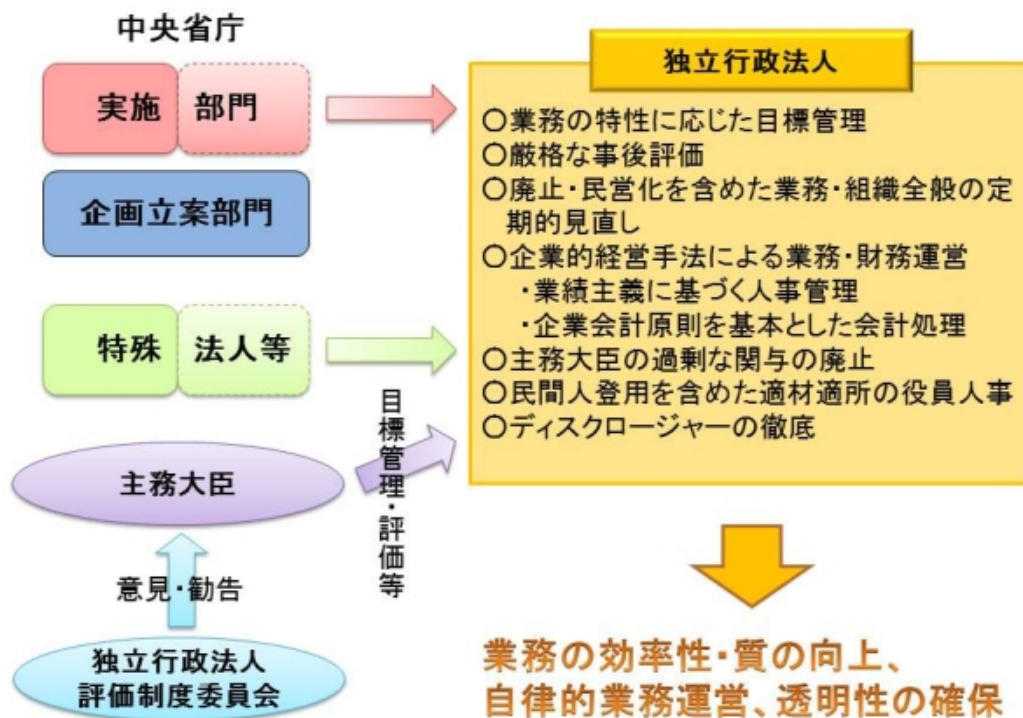
1. 独立行政法人とは

独立行政法人制度とは、各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、これを担当する機関に独立の法人格を与えて、業務の質の向上や活性化、効率性の向上、自律的な運営、透明性の向上を図ることを目的とする制度。（総務省HPより）

※特殊法人改革で独立行政法人に変わる過程で非正規が大幅に増加

※職員の身分は公務員ではなく民間と同様

※組合があるまたは組合があり上部団体に加盟している独法は約半数？



2. 職員数

6万6660人…非正規は含まれていない？ 非正規の実態は不明だが全体ではほぼ同数？

3. 職員の構成

- (1) 所管官庁からの出向者
- (2) 独法が直接無期雇用として雇入れたプロパー
- (3) 有期非正規…①研究員（任期付き）

- ②専門職（例：調査員など）
- ③定年後の雇用延長者
- ④更新限度付職員

4. 事業年度など

通常…3年、5年

特例…7年～10年

事業年度と有期非正規の更新限度期間を合わせ、いったん契約をうちきる形をとりながら「公募」をして、同一人物を再度採用。

例：「ハローワークに求人を出すのでそれを見て応募してください」と言われて応募するケースもある。

事業年度ごとに所管省庁から予算が下りる。

例：初年度は立ち上げで大変だから人件費予算 30 人分だけど次からは 20 人分に変更。

5. 改正労働契約法（第 18 条）

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換することになった。

しかし、通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象。平成 25 年 3 月 31 日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含めない。

このため、平成 30 年（2018 年）4 月で 5 年を迎えることになるが、無期化することを避けるため雇止めをすることが横行する可能性が高い。

6. まとめ

- ・国（政府）が率先して非正規を増やしている
 - ・今年から平成 30 年（2018 年）4 月までに大量（数万人単位）に雇止めが発生する可能性が大！ また無期化の際に違法・不当な選別が行われる可能性もある（これらを国・政府が許しているということになる）
- ※独立行政法人ごとでは対応できず、所管省庁の仕事の出し方、予算の決め方…などを見直すことが必要。その意味では政治の問題でいわゆる独法バッシングでは問題は解決できない。

→独法非正規ユニオンを設立して無期年間を求める受け皿に！

→国・政府による無期転換権の潜脱は許さない！

以 上